

F P 情 報

上場株式等の譲渡等と後期高齢者医療費

1. 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度とは、75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする医療制度です。75歳になった方はそれまで加入していた医療保険（国民健康保険・健康保険・共済など）から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。

2. 医療費等の窓口負担割合の判定

後期高齢者の医療機関等の窓口での支払金額（窓口負担割合）^{※1}は、医療費等の1割または2割、3割の3つのパターンです。前年1月から12月までの所得により毎年8月に判定します。

住民税課税所得が145万円以上の被保険者及びこの方と同じ世帯に属する被保険者は、現役並み世帯所得者として3割負担となります。ただし、住民税課税所得が145万円以上の方でも次ページ「4. 窓口負担割合の判定の流れ」の1割または2割の条件を満たす方は、お住まいの市区町村の担当窓口へ申請し認定されると、申請日の翌日より負担割合が変更されます（申請が不要な場合もあります。市区町村の担当窓口でご確認ください）。

※1 2022年10月1日以後、一定の所得（課税所得が28万円以上かつ、年金収入+他の合計所得金額が200万円以上の単身世帯または年金収入+他の合計所得金額が320万円以上の複数世帯）がある75歳以上の高齢者に対して負担割合が2割に上げられます（年金には遺族年金や障害年金は含みません）。なお、外来診療については2024年末までは、各月分の負担増金額が3,000円に収まるように配慮措置が設けられています。

3. 上場株式等の譲渡等と窓口負担割合の判定

住民税課税所得145万円以上の場合は収入金額での判定となりますが、この収入金額には、確定申告した上場株式等の譲渡等や配当等の**収入金額**を含みます^{※2}。

※2 株式譲渡における「所得」と「収入金額」の違いは以下の通りです。

例) 100万円で買った株式を150万円で売却した場合（簡便化のため手数料は考慮していません。）

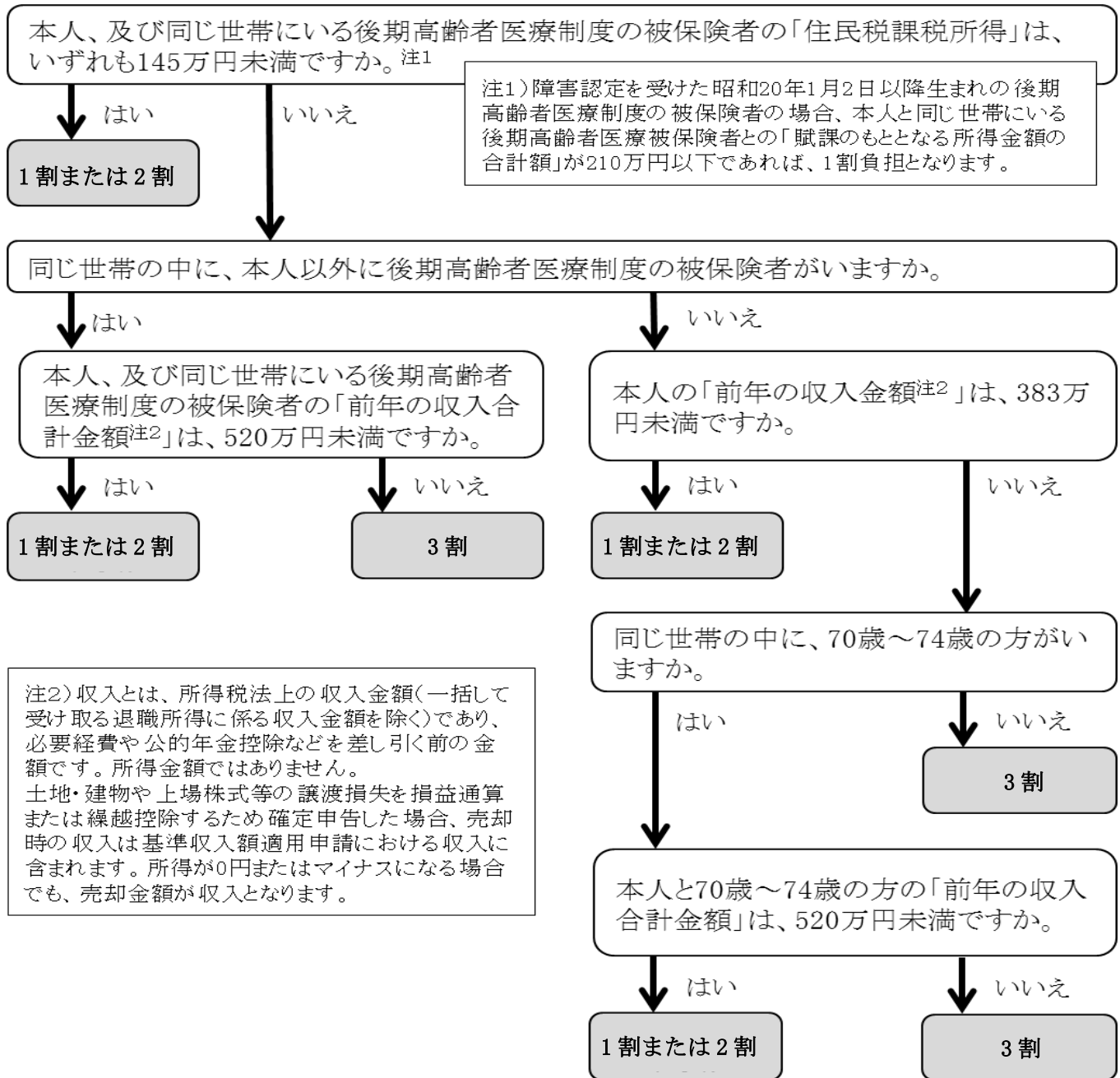
- ・所得=50万円（譲渡益）
- ・収入金額=150万円（売却代金）

損益通算や繰越控除のために上場株式等の譲渡損失を申告した場合、所得はゼロまたはマイナスとなりますが、売却代金が収入金額に含まれるため、自己負担割合の判定に影響することがあります

（次頁につづく）

・ 本資料はお客様への情報提供を目的としたものであり、特定の有価証券の売買あるいは取引の誘引を目的としたものではありません。
 ・ 本資料は当社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されていますが、当社はこれらの情報が正確であるとの保証をするものではありません
 ・ 本資料は2024年1月1日時点で施行されている法律等に基づき作成されたものであり、今後予告なく変更する可能性があります。
 なお、本資料が提供する情報は一般的な前提に基づいておりますので、個別具体的な事象に適用する場合、お客様の責任において税務署、税理士等の専門家にご相談ください。
 (外)

4. 窓口負担割合の判定の流れ（2022年10月1日以後）



住民税課税所得とは、市町村税に係る総合課税と申告分離課税の合計から、各種所得控除^{※3}を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの区市町村から送付された住民税の納税通知書等で確認できます^{※4}。

※3 所得税と住民税では、各種所得控除の金額が異なりますのでご注意ください。例えば基礎控除額は、所得税は48万円、住民税は43万円です（住民税の基礎控除は所得により異なります）。

※4 住民税が課税されていない方には、通知は送付されません。

・ 本資料はお客様への情報提供を目的としたものであり、特定の有価証券の売買あるいは取引の誘引を目的としたものではありません。

・ 本資料は当社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されていますが、当社はこれらの情報が正確であるとの保証をするものではありません。

・ 本資料は2024年1月1日時点で施行されている法律等に基づき作成されたものであり、今後予告なく変更する可能性があります。なお、本資料が提供する情報は一般的な前提に基づいておりますので、個別具体的な事象に適用する場合、お客様の責任において税務署、税理士等の専門家にご相談ください。